

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		口座振替依頼書	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		口座振替依頼の把握	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 金融機関、6 口座・通帳番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		口座振替依頼者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		滞納管理システム	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		市内外の課税対象者、滞納者の把握のため。	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1氏名、2住所、3生年月日、4課税状況、5電話番号、6納付履歴、7交渉経過、8世帯構成	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市の税金（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人、税務署、各都道府県県税事務所、各市町村税務関係課	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に定期的に提供する場合にはその提供先		税務署、各都道府県県税事務所、各市町村税務関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		電話催告用リスト	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		滞納の早期解消と収納率向上を図るため。	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1 宛名番号、2 世帯コード、3 宛名種別、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 性別、8 生年月日、9 年齢、10 市内外の別、11 地区、12 地区担当者、13 賦課年度、14 課税年度、15 税目、16 通知書番号、17 期別、18 納期限、19 本税収納額、20 本税未納額、21 国保記号番号、22 国保資格	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		督促納期限後の市税未納者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		滞納管理システム	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		督促状発行リスト	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		滞納の早期解消を図るため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1税目、2通知書番号、3宛名番号、4氏名、5住所、6本税未納額	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		納期限後の市税未納者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		滞納管理システム	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		軽自動車課税台帳	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		地方税法に基づき、軽自動車税を賦課徴収するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1車種、2標識番号、3宛名番号、4世帯番号、5電話番号、6納税義務者氏名、7住所、8送付先、9登録年月日、10車名、11車体番号、12総排気量、13初度検査月、14所有者氏名、15所有者宛名番号、16所有者住所、17使用者氏名、18使用者宛名番号、19使用者住所	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		軽自動車税の納税義務者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人または第三者からの申告	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		課税台帳	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		地方税法に基づき、個人市県民税を賦課徴収するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5宛名番号、6優先資料、7所得の種類・金額、8給与収入金額、9年金収入金額、10合計所得金額、11総所得金額等、12所得控除の内容、13課税標準額、市民税所得割額、県民税所得割額、14年税額、給与徴収税額、年金特徴税額、普通徴収税額、控除不足額、15所得税額	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		個人市県民税の納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		給与支払事業所、年金支払事業所および税務署等から提出される課税資料で賦課算定	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		所得税及び復興特別所得税の確定申告書	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		氷見市総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		個人が申告した所得税及び復興特別所得税の確定申告書	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1郵便番号、2個人番号、3生年月日、4現在の住所又は居所事業所等、5氏名、61月1日現在の住所、7職業、8屋号・雅号、8世帯主の氏名、9世帯主との続柄、10電話番号、11収入金額等、12所得金額等、13所得から差し引かれる金額、14税金の計算、15還付される税金の受取場所の金融機関名、口座の種類、口座番号、16所得の内訳、17総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項、18雑損控除に関する事項、19寄附金控除に関する事項、20配偶者や親族に関する事項、21事業専従者に関する事項、22住民税・事業所に関する事項	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		申告者とその控除対象配偶者および控除対象扶養親族	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		申告者から提出される課税資料	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		市民税県民税申告書	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		個人が申告した市民税県民税申告書	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1提出年月日、2現住所、31月1日現在の住所、4氏名、5生年月日、6世帯主の氏名、7続柄、8業種又は職業、9電話番号、10個人番号、11収入金額等、12所得金額、13所得から差し引かれる金額に関する事項、14所得から差し引かれる金額、給与、公的年金等に係る所得以外の納税方法、15給与所得の内訳、16事業・不動産所得に関する事項、17配当所得に関する事項、18雑所得に関する事項、19総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項、20事業専従者に関する事項、21別居の扶養親族等に関する事項、22事業税に関する事項、23配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項、24寄附金に関する事項、25所得金額調整控除に関する事項	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		申告者とその控除対象配偶者および控除対象扶養親族	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		申告者から提出される課税資料	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		給与支払報告書	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		給与支払事業所から提出される給与支払報告書	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1住所、2受給者番号、3個人番号、4役職名、5氏名、6支払金額、7給与所得控除後の金額所得、8所得控除の額の合計額、9源泉徴収税額、10所得控除の内容、11控除対象配偶者氏名、個人番号、12控除対象扶養親族氏名、個人番号、1316歳未満の扶養親族の氏名、個人番号、14中途就・退職、15受給者生年月日、16支払者の個人番号又は法人番号、住所又は所在地、氏名又は名称、17前職合算事業所の氏名又は住所、氏名又は名称、給与等の金額、徴収した額、控除した社会保険料の金額、災害者に係る徴収猶予の金額、退職年月日	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		給与受給者とその控除対象配偶者および控除対象扶養親族	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		給与支払事業所から提出される課税資料	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		公的年金等支払報告書	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
情報ファイルの利用目的		年金支払事業所から提出される公的年金等支払報告書	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1個人番号、2住所、3氏名、4生年月日、5支払金額、6源泉徴収税額、7所得控除の内容、8源泉控除対象配偶者の氏名、合計所得、個人番号、9控除対象扶養親族の氏名、個人番号、1016歳未満の扶養親族の氏名、個人番号、11支払者の法人番号、所在地、名称、電話番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		年金受給者とその控除対象配偶者および控除対象扶養親族	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		年金支払事業所から提出される課税資料	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	-	
	所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		-	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		固定資産税システム	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		市内の土地、家屋、償却資産の所有者を把握し、固定資産税の賦課徴収事務を執行するため。	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1氏名、2住所、3生年月日、4資産状況、5課税状況	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		固定資産税納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		地方税法第382条第1項の規定による法務局からの通知、同法第383条の規定による償却資産の申告及び同法22条の11に基づく官公庁への協力要請による。	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に定期的に提供する場合にはその提供先		税務署・各都道府県県税事務所・各市町村税務関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		り災者台帳	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的		震災等により家屋に被害があった方の情報をまとめて保有し、被災者支援に活用するもの。	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1証明書種別、2世帯主宛名番号、3世帯主住所、4世帯主氏名、5世帯構成員数、6世帯番号、7り災物件所在地、8被災程度、9り災者住所、10り災者氏名、11り災者区分、12物件種別、13持家／借家、14特記事項、構成員宛名番号、15構成員氏名、16構成員続柄、17構成員年齢、18証明書ファイル名、19証明書パスワード、20交付時メモ、21印刷枚数、22交付日、23交付状態、24調査番号、25要注意フラグ	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		り災者及び世帯構成員	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		り災者からのり災証明申請書の記入内容に、被害認定調査による被害程度等の情報を加える。	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川１０６０番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			